

# 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案の概要

## 1 条例の名称

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

## 2 制定の趣旨

令和4年改正児童福祉法により、国が定める基準に従い又は参酌し、一時保護施設の設備及び運営について、県は条例を定めることとされたもの。

（令和4年改正児童福祉法第12条の4第2項及び第3項）

## 3 内容

県条例で定める基準の骨子案は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）」の規定をもとに、下記のとおりとする。

区分	基準の内容		理由
	国基準	県基準	
設備及び運営に関する基準	趣旨、一般原則、児童の権利擁護、児童の権利・行動の制限、児童の所持品、虐待の禁止、設備の基準、職員の配置基準、秘密保持、苦情への対応 等	国基準どおり	
非常災害対策	必要な設備の設置、計画策定、訓練実施	県独自基準	「山口県地域防災計画」、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」及び児童福祉施設・社会福祉施設の基準条例を踏まえ、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乘せ

## 4 施行期日

公布の日